

調布市市民活動支援センター

メールボックス・ロッカー利用におけるルールについて

○目的

- ・調布市市民活動支援センター（以下、「センター」という）は、メールボックス・ロッカーの貸出しを通じ、市民の主体的な市民活動・ボランティア活動の醸成、営利を目的としない社会を良くするための活動を行う団体への活動支援することを目的とする。
- ・同時に各団体の活動が循環し、市民に利益がもたらされることを目的とする。

○対象

- ・調布市内で活動を行う団体、あるいは在勤・在住・在学者が団体の構成員の半数以上を占める非営利な活動を行う団体であること。
- ・且つ、本利用ルールに記載する「目的」に則した団体であること。
- ・事務所がない等の理由により、メールボックスの利用が適当と考えられる団体・グループであること。
- ・調布市内において、少なくとも月1回程度、継続的に活動を行う団体・グループであること。
- ・その他、市民活動支援センター長（以下、「センター長」という）及びセンター運営委員会が貸出しすることが適当であると認めたもの。

○利用期間

- ・毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- ・利用継続を希望する団体は、更新手続きをすることによって更新手続きによって利用継続することができる。

○利用場所

- ・センターが指定する設置箇所において利用を可能とする。

○設置数等

- ・ロッカーの設置数は、108個。規格は、縦540mm、横290mm、奥行480mm（施錠可）
- ・メールボックスの設置数は、72個。規格は、縦210mm、横295mm、奥行345mm（施錠可）

○利用料

- ・料金は無料とする。

○利用時間

- ・開館日の8:45から21:00までとする。

○利用の募集、決定等

- ・メールボックス・ロッカーの利用を希望する団体は、申請書（別紙）により、センター長に申請を行う。

- ・申請にあたっては、関係書類など必要に応じて添付をしなければならない。
- ・利用できる数は、1 団体につき、メールボックス・ロッカー各 1 個までとする。
- ・いずれも設置数を超える数の申請があった場合、センター長は、抽選によって利用団体を決定する。
- ・ただし、申請が設置数に満たない場合でも、設置目的又は利用対象団体に合致しない団体・グループからの申請は受け付けないものとする。

○利用内容について

《メールボックス》

- ・外部からの郵便物は、原則として規格内の郵便物、文書の厚み 3 cm以内までの郵便物をメールボックスで取扱いできるものとする。
- ・書留、現金書留、宅配便といった受取り印、サインが必要な郵便物、メールボックスに収納ができない郵便物は取扱いができないものとする。
- ・メールボックス利用団体あて郵便物の宛て名は、メールボックス番号及び団体名を明確に記すこととする。

(サンプル)

〒182-0022

調布市国領町 2-5-15 コクティール 2 階

※メールボックス●●番

※団体名●●●●の会

市民活動支援センター気付

《ロッカー》

- ・利用団体の活動に使用する物品・書類を収納することができる。
- ・原則として、食料品の保存を目的として利用は認めない。

○共通事項

- ・メールボックス・ロッカー内に危険物や臭気を放つ物、音を発生させる物などを収納しない。
- ・センターが管理上必要と判断する場合には、職員がメールボックス・ロッカーを開錠、開閉することがある。
- ・メールボックス・ロッカーの利用における権利を他者に譲渡または転貸してはならない。
- ・「利用申請書」の記載内容に変更が生じた際は、変更内容を書面にてセンターに提出する。
- ・利用申請時、継続利用時には、自団体の活動をまとめた「活動報告」を提出する。
- ・利用継続の更新手続きをせず、電話や手紙、メール、あらゆる連絡に応答のない状態が 3 か月以上経過した場合、利用の取消しと判断し、メールボックス・ロッカーの内容物を片付けることとする。
- ・貴重品、金品などを収納してはならない。管理は、各利用団体が行い、センターは責任を負わない。

○利用の取消し、停止事項について

- ・利用の目的に反して利用をした場合
 - ・本利用ルールに反し、度重なる注意にも従わなかった場合
 - ・センター長の指示に従わなかった場合
 - ・災害、その他事故等により利用ができなくなった場合
 - ・利用継続の更新手続きを期限までに行わない場合
 - ・センター建物、メールボックス・ロッカーそのもの、床の工事等の都合により必要がある場合
- 上記に該当するとセンター長が認めた場合は、利用の取消し又は利用を制限・停止することがある。

○損害弁償・賠償について

- ・メールボックス、ロッカー内又は外観が著しく汚損・棄損していた場合は現品または金銭を持って弁償・賠償を求めることとする。
- ・メールボックス・ロッカーの鍵の紛失又は遺失した場合には、2週間以内見つからない場合には、新たな鍵の作成にかかる費用の弁償・賠償を求めることとする。

令和7年5月1日制定